

### 被災者生活再建支援金について

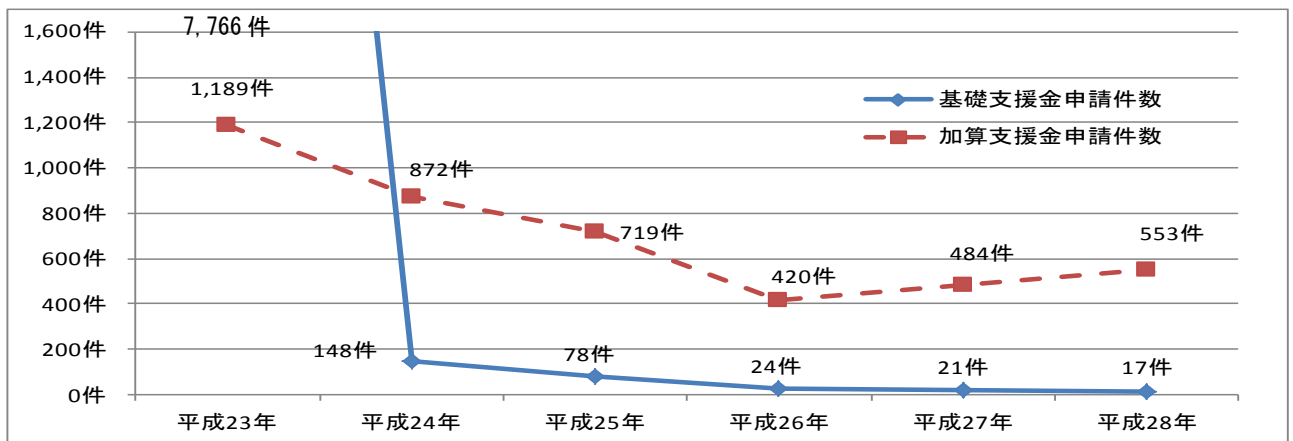
#### 1 申請及び支給状況（平成29年1月末現在）

〔支給額 上段：複数世帯  
下段：単数世帯〕

被害区分	基礎支援金				再建方法	加算支援金			
	支給額	申請件数	支給済件数	支給割合		支給額	申請件数	支給済件数	支給割合
全壊	100万円	6,673件	6,670件	99.96%	建設・購入	200万円 150万円	2,804件	2,766件	98.64%
解体等	75万円	595件	595件	100.00%		補修	100万円 75万円	1,018件	1,017件
大規模半壊	50万円 37.5万円	787件	787件	100.00%	賃貸	50万円 37.5万円	438件	420件	95.89%
計		8,055件	8,052件	99.96%	計		4,260件	4,203件	98.66%

※加算金申請率：4,260件 ÷ 8,055件 = 52.89%

#### 申請件数の推移



#### 2 申請期間の延長について

(1) 基礎支援金：災害発生日から13ヶ月 → 平成30年4月10日まで  
(全市町村を対象に1年毎に6回延長)

##### ① 延長の理由

- ・断続的に申請が続いている。
- ・仮設住宅の供与期間延長や防災集団移転促進事業等による宅地引渡しが完了しておらず、加算支援金と基礎支援金の同時申請を予定している世帯が申請できない恐れがある。
- ・未申請者の解消のため十分な期間が必要

##### ② 再延長にあたっての県の方針

- ・原則として、今回の延長を最後とする。

- ・ 県及び市町村において周知の徹底を図る。
- ・ 市町村においては、申請漏れが生じないように、未申請世帯の状況の把握・確認を行い、対象者や未申請者、今後の申請見込み、申請完了の時期を明確にする。
- ・ 市町村においては、原則、最後の延長として個別の通知等により未申請者の申請を促す。

(2) 加算支援金：災害発生日から37ヶ月 → 平成30年4月10日まで  
(全市町村を対象に4年間延長)

### 3 本市の取組方針

#### (1) 制度周知の徹底

- ① 市広報や震災復興ニュース、市ホームページ等による広報
- ② 社会福祉課や建築住宅課、災害公営住宅整備課、防災集団移転推進課等の被災者支援関係部署との連携強化
- ③ サポートセンターや絆再生事業、生活援助員、訪問健康相談などの被災者支援の取組みとの連携強化

#### (2) 未申請世帯の把握と状況確認、申請促し

- ① 市が所有する各種被災者関連データ（災害公営住宅入居者や防災集団移転促進事業対象者、義援金支給者等）の突合・精査による未申請者の把握
- ② 個別通知（郵送）による被災者の現状と意向確認、申請促し
- ③ 電話または戸別訪問による被災者の現状と意向確認、申請促し
- ④ 被災者の状況（健康や経済状況等）によっては、相談支援機関と連携

#### (3) 基礎支援金及び加算支援金の申請期間再延長の働きかけ

- ① 基礎支援金については、被災市街地復興土地区画整理事業や生活再建の進捗状況、上記により把握した未申請者の現状を踏まえ、必要に応じて県に対し申請期限の再延長を要望する。
- ② 加算支援金については、防災集団移転促進事業の1団地は平成30年3月完成見込みであること、また、被災市街地復興土地区画整理事業の一部は30年度～31年度完成見込みであり、住宅再建には更に一定の期間を要することから、県に対し申請期限の再延長を要望する。

### 4 災害公営住宅退去者等の加算支援金申請について

加算支援金については、災害公営住宅入居者は対象となりませんが、一時的に災害公営住宅に入居し、その後の事情によって住宅を新築・購入したり、被災住宅を修繕して居住したとき、民間の賃貸住宅に入居したときは新たに加算支援金を申請することができます。

また、同様に民間の賃貸住宅入居者の場合も、その後、新築や購入、修繕をして居住したときは、今まで受け取った加算支援金との差額分を申請することができます。

ただし、これらの場合であっても現行では平成30年4月10日が申請期限となっています。

なお、これらの取り扱いについても、前述の3-(1)により、その周知に努めてまいります。